

- 
- 役 職 : 公認会計士
  - 名 前 : 吉田博樹
- 

■コメント:

34.において、「本会計基準の検討に際して実施した実態調査の結果を見ても、過半の企業が従業員等に付与した自社株式オプションが報酬であるとの認識を持っている旨回答している。さらに、直接的に報酬であるとは回答していない企業についても、付与の意図として回答されたところをみると、業績向上・モチベーション増進等を目指したインセンティブ制度として付与していると回答するもの等、実質的に報酬として付与しているとみられる例がほとんどであった。」とされており「実態調査の結果」を重視されているが、この非公開で母集団、選定集団の選定方法、入手方法の適性性、代表取締役の代表意思により当該企業に効果帰属するのか(単なる代表権のない担当者がそう言っているだけにすぎないのではないか)否かすら等全く不明の「実態調査の結果」を重視する理由が全くもって不明である。

実態調査は、最も信頼性のある公開された結果に基づかなければ、その根拠たり得ないと考える。そして、最も信頼性のある公開された結果とは、例えば EDINET 上における株主招集通知ではないだろうか。この方法によれば、母集団、選定集団の選定方法、入手方法の適性性、代表取締役の代表意思により当該企業に効果帰属することが明確である。

そのような株主招集通知において過半の企業どころかほとんどの企業がストックオプションにつき 269 条の決議によるのではなく、280 条の 21 によっているのである。

仮に、269 条の「報酬」にあたるのならば、269 条の要件(2 項が 280 条の 21 とは異なる)に基づき各企業は特別決議を得なければならないのである。

にもかかわらず、ほとんどの企業が 269 条の要件に基づく決議を提案していないし、実際決議もなされていない。このことは、各企業(まさに、代表者が代表意思に基づいて各企業にその効果が帰属している。)にがストックオプションを「報酬」と考えていないからである。

このように、最も信頼性のある公開された実態調査を考慮せずに、この非公開で母集団、選定集団の選定方法、入手方法の適性性、代表取締役の代表意思により当該企業に効果帰属するのか(単なる代表権のない担当者がそう言っているだけにすぎないのではないか)否かすら等全く不明の「実態調査の結果」により費用認識に根拠があると導くのは、いかなものか。

また、27.において、「ただし、対価性がないと判断するためには、対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証が必要と考えられ、その反証の内容につき開示を求めることとした(第 17 項(7)参照)」と推定規定を置いていることは、最も信頼性のある公開された実態調査を考慮せずに、この非公開で母集団、選定集団の選定方法、入手方法の適性性、代

表取締役の代表意思により当該企業に効果帰属するのか（単なる代表権のない担当者がそう言っているだけにすぎないのではないか）否かすら等全く不明の「実態調査の結果」を根拠とするものであり、授權法（会社法、証券取引法等）による委任立法の趣旨を潜脱するものであり、また、利益原則や立法による行政の趣旨を潜脱するものであると考える。